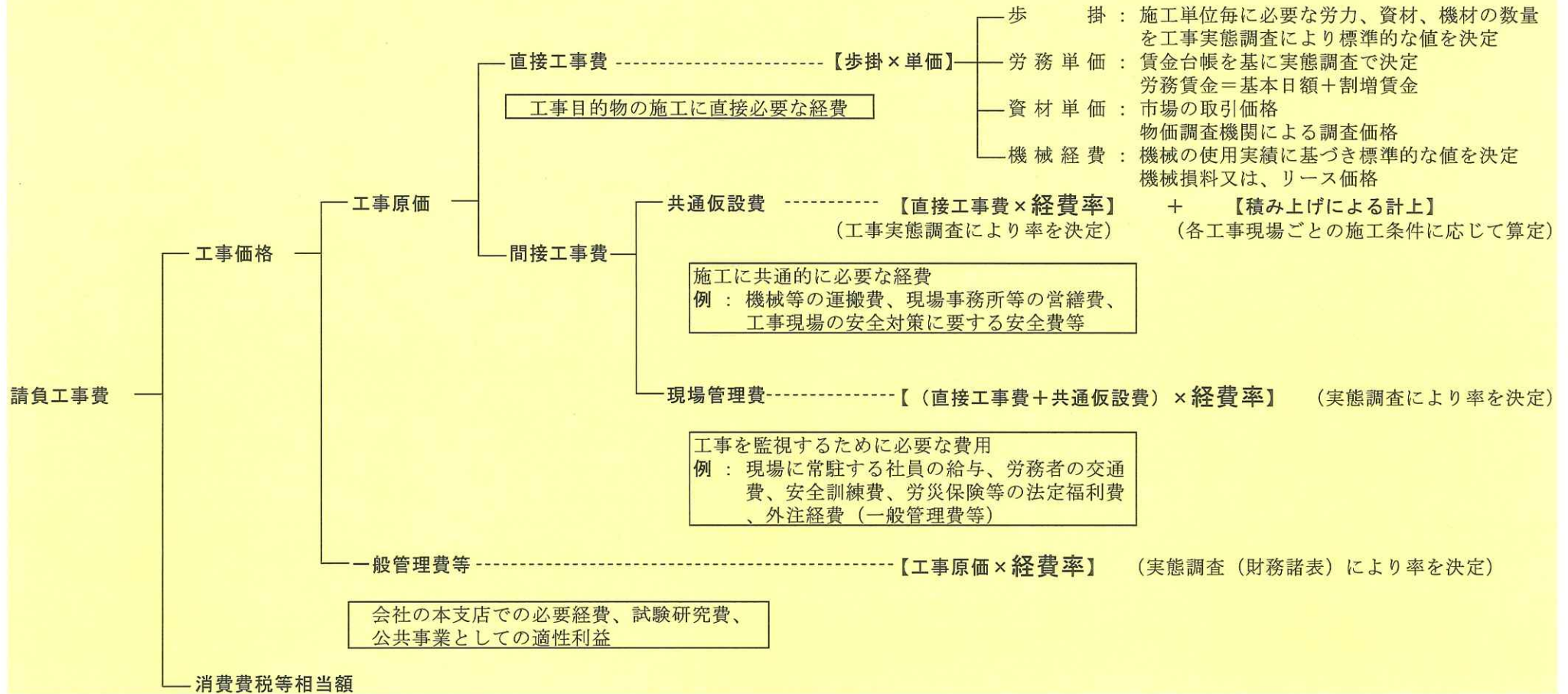


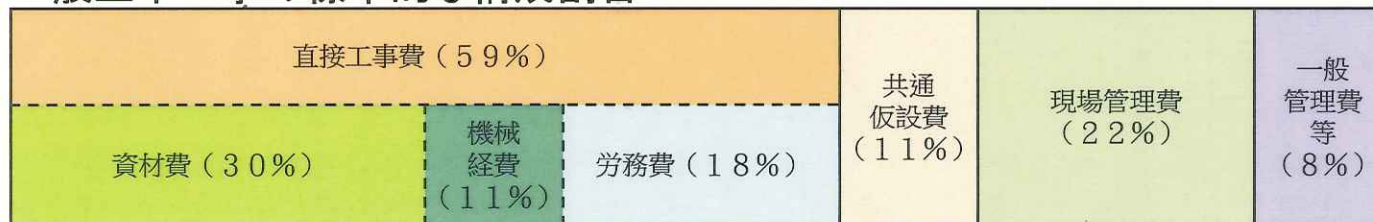
国土交通省直轄工事における現状等について

1. 積算価格に占める直接人件費等の割合

公共土木工事費の積算体系



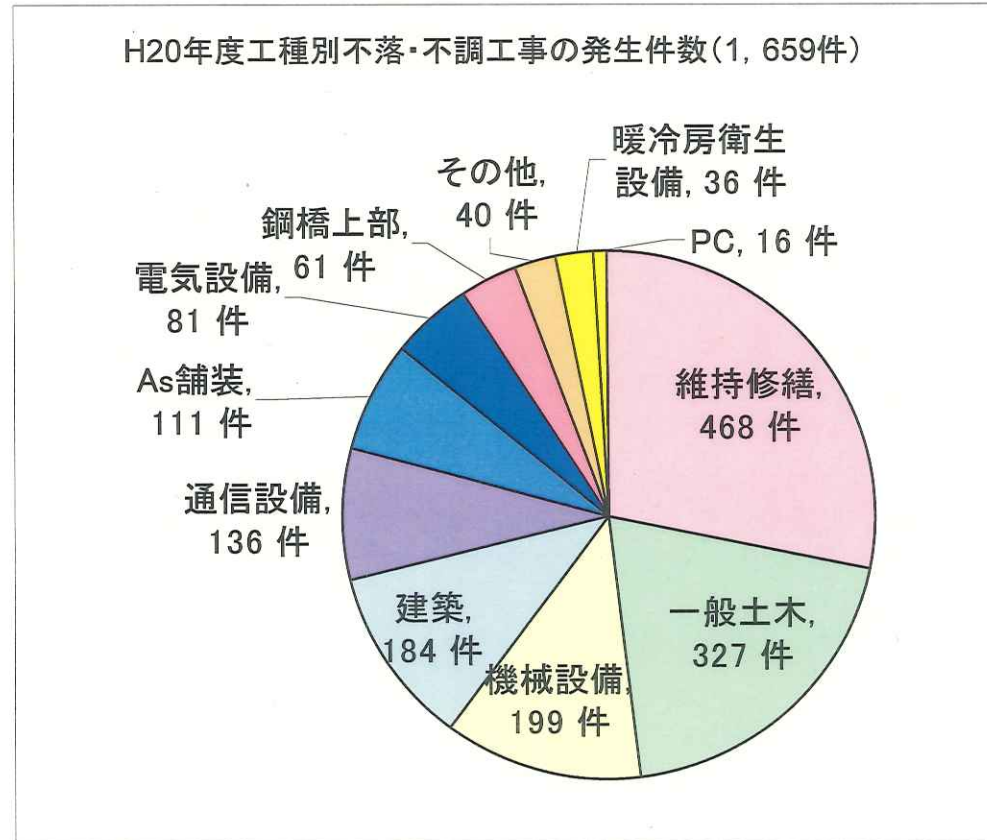
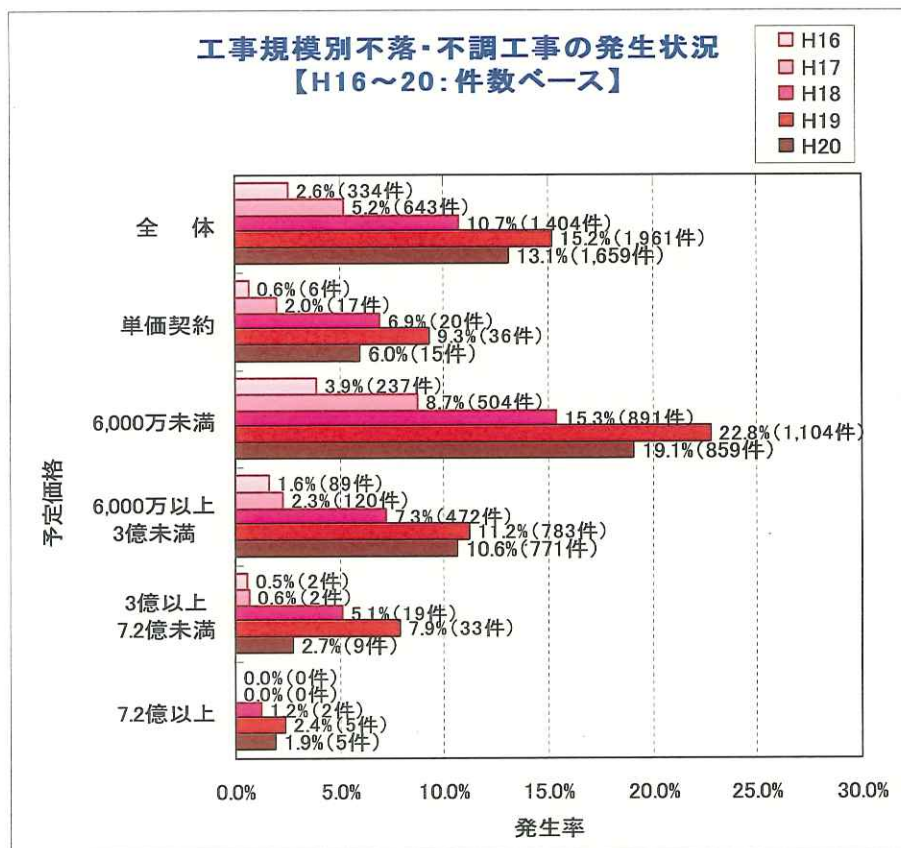
一般土木工事の標準的な構成割合



※平成20年度諸経費調査における構成割合

2. 不調不落工事の現状

- 不調不落工事の件数は、H20年度においては、H19年度と比べやや減少傾向にある。また、予定価格帯別に見ると、6,000万円未満の工事における発生割合が高い。
- 工種別に見ると、維持修繕工事、一般土木工事、機械設備工事、建築工事の順で多くなっている。



※8地方整備局で発注した工事(港湾空港関係除く)が対象

3. 設計変更に関する取り組み

(1) 設計変更ガイドライン

- ・設計変更の取扱いについて、受発注者間の共通の目安(設計変更ガイドライン)を作成(H16年～)
- ・平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

設計変更ガイドライン記載事例

■設計変更が可能なケース

- ・仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

特記仕様書への位置づけ

第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」によることとする。



(2) 施工効率向上プロジェクト推進月間

○概要: 受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図るため、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」等の取り組みを進めているところであるが、各現場において、より一層の取り組みを推進し、設計変更手続き等の円滑化を図るため実施。

○推進月間: 平成21年11月24日～12月末日